



Lions Clubs International
FOUNDATION

ライオンズクラブ国際財団

地区およびクラブシェアリング交付金 ガイドラインおよび申請書



地区およびクラブシェアリング交付金 (DCG) は、LCIFに寄付を行った地区およびクラブに対し、その寄付の一部をLCIF交付金として提供します。寄付要件を満たした地区およびクラブは、人道奉仕事業の資金として交付金を申請する資格があります。このプログラムは、LCIFへのライオンズの寄付と、LCIFの重点分野に沿ったライオンズの奉仕事業の両方を促進するものです。事業はすべて、LCIFの承認を得る必要があります。



ガイドライン

寄付金の一部が地区およびクラブシェアリング交付金に利用できる資金に加算されるためには、地区およびクラブは最低寄付額の要件を満たす必要があります。寄付金のうち何パーセントが対象となるかは、寄付レベルに基づき決定されます。単一会計年度において、地区やクラブがLCIFにより多くの用途無指定寄付（「奉仕に力を」資金への寄付）を行うと、シェアリング資金はより高い割合で算出されます。シェアリング交付金の対象となるためには、1会計年度中に、クラブは最低5,000ドル、地区は最低10,000ドルを寄付する必要があります。

クラブ 寄付レベル	交付の 割合
最低寄付額 5,000ドル	15%
最低寄付額 10,000ドル	20%
最低寄付額 20,000ドル	30%

地区 寄付レベル	交付の 割合
最低寄付額 10,000ドル	15%
最低寄付額 20,000ドル	20%
最低寄付額 30,000ドル	30%

このプログラムへの参加対象となるのは「奉仕に力を」資金への用途無指定の寄付のみです。特定の目的に用途が指定された寄付は、地区やクラブに利用可能となるシェアリング資金を計算する際の対象とはなりません。地区またはクラブが申請できる交付金の総額は、前会計年度における要件を満たした寄付額と、過去の年度から繰り越された未使用の資金（すでに支給された資金を差し引いた額）によって決まります。

会計年度中に蓄積された資金は、有資格の地区またはクラブが翌会計年度に利用可能となります。地区およびクラブは、獲得した資金を最大**15年間**蓄積することができます。この15年の間に使用されなかった資金は、順次期限切れとなり、LCIFの資金に返還されます。

各会計年度の初めに、LCIFは、当該年度に資金が加算された地区およびクラブに対し、シェアリング交付金として新たに申請可能な額を通知します。通知は通常、毎年8月までに送付されます。クラブの場合、Eメール通知がクラブ会長およびクラブLCIFコーディネーターに送信されます。地区の場合、Eメール通知が地区ガバナーおよび地区LCIFコーディネーターに送信されます。

プログラムの対象となる地区およびクラブは、シェアリング交付金申請書を提出することで、獲得した資金を地域での事業実施に使用することができます。あるいは、この資金を、他のLCIF交付金プログラム申請の際の現地マッチング資金の全部または一部として使用することも可能です。**複合地区は、このプログラムの対象外であり、地区およびクラブシェアリング交付金を申請することはできません。**

シェアリング交付金は人道奉仕事業を支援するために使用することができます。優れた人道奉仕事業とは、健康と福祉の向上、コミュニティの強化、困っている人々の支援に貢献するものです。

対象となる事業には以下が含まれますが、これらに限定されません。

- 十分な支援を受けていない人々への食料や物資の配布
- 視力検査機器および眼鏡
- 植樹や海岸清掃事業
- 地域の青少年プログラムの支援
- 遊び場の改修
- 他のLCIF交付金申請の要件である現地マッチング資金としてシェアリング資金を使用

交付の対象とならない事業・申請には以下が含まれますが、これらに限定されません。

- 資金獲得活動
- ライオンズの広報や会員獲得イベント
- 現金/引換券の配布
- 会費、ライオンズの記念行事やチャーターナイトなど、ライオンズの運営経費
- ライオンズのクラブハウスや会議施設
- ライオンズが受益者となる活動
- 受益者、目標、目的が明確でない大規模な公開イベント
- 関連性のない複数の事業を一つにまとめた申請
- LCIFが承認する前にすでに実施された事業



1. 地区やクラブがこのプログラムの対象となるにはどうすればよいですか？

クラブは、1会計年度中にLCIFへ最低5,000ドルの用途無指定寄付を行うことで対象となります。地区は、1会計年度中にLCIFへ最低10,000ドルの用途無指定寄付（「奉仕に力を」資金への寄付）を行うことで対象となります。寄付金のうち何割が利用可能なシェアリング資金として計算されるかは、寄付レベルによって決定されます。

対象となる地区の資金には、地区自体が行ったする寄付に加え、5,000ドルの最低寄付額に達しないクラブからの寄付と、シェアリング交付金申請資格のあるクラブが地区に委譲した資金が含まれます。解散したクラブの寄付は、地区の資金に算入されません。

対象となる寄付額は、LCIFの「奉仕に力を」資金へ直接行われた資金のみです。これには、クラブまたは地区自体への寄付、用途が限定されたLCIF寄付、LCIFの「災害援助資金」への指定寄付は含まれません。

2. ライオンズの会計年度はいつ始まり、いつ終わりますか？

7月1日から6月30日までです。会計年度終了後、シェアリング資金の計算が確定され、要件を満たした地区とクラブに通知されます。これらの計算は、通常毎年8月までに終了します。

3. 自分の地区やクラブのシェアリング資金がどれだけあるかはどうすれば確認できますか？

寄付について、または地区やクラブが申請できる資金についてご質問がありましたら、寄付者サービス課 (DonorAssistance@lionsclubs.org) までご連絡ください。なお、申請可能となる資金は、現行年度の寄付に基づいて翌年度に付与されますので、年度が終了する前に算出することはできない点にご留意ください。

4. クラブが1会計年度内に5,000ドル以上の寄付をしていない場合、その年度の寄付額を翌年度の寄付額と合算することはできますか？

できません。シェアリング資金として加算されるためには、クラブは1会計年度内に少なくとも5,000ドルを寄付する必要があります。

5. 地区またはクラブは、申請可能となった資金を翌年度内に使用しなければなりませんか？

いいえ。地区またはクラブが最低寄付額の要件を満たした場合、申請可能な資金を翌年度内に使用する必要はありません。その会計年度に獲得した額は、年度終了後、最大15年間、申請して利用することができます。15年が経過すると、期限切れとなります。

6. クラブの寄付額が5,000ドルに満たない場合、他のクラブの寄付と合算して地区の合計額として計算することはできますか？

はい。地区に所属するすべてのクラブ（5,000ドル以上を寄付したクラブは含まない）の寄付の合計は、その地区の申請可能な交付金額に反映されます。

7. 私の地区またはクラブには、今年度シェアリング資金の算出対象として含まれなかった寄付があります。これらの寄付が年度のシェアリング資金に加えられるようにするにはどうすればよいですか？

シェアリング資金の算出は、会計年度終了直後に行われます。クラブや地区は、行った寄付について、年度が終了する前にLCIFレポートやダッシュボードでチェックし、修正したり加えたりすべきものがないかを確認する必要があります。ただし、寄付者が指定した寄付の用途を変更することはできません。年次シェアリング交付金申請可能額の発行前に報告・対処されなかった不一致については、翌年度の寄付総額に計上されます。

8. リードギフト（10万ドル以上の寄付）は、クラブや地区の寄付分として加算されますか？

リードギフトは、以下のような特定の状況下においてのみ、シェアリング資金の算出対象となります。

1. リードギフト寄付者がその寄付の用途を指定しない場合。
2. 寄付を完納した時点で、寄付者がその寄付の何割かをシェアリング交付金プログラムの対象とするか表明した場合。
特定の目的に用途が指定された寄付についてはそのいかなる部分も、シェアリング交付金プログラムの対象とはなりません。
シェアリング交付金対象に含まれた寄付についてはそのいかなる部分も、特定の目的に用途を指定することはできません。

9. 地区またはクラブに、シェアリング交付金プログラムを利用する要件を満たしたとの通知がありました。どうすればシェアリング資金を手に入れますか？

シェアリング資金受給資格を得た地区またはクラブは、いつでも申請することができます。申請書はプロセスに必要な時間を考慮して、事業開始の少なくとも90日前までにLCIFグローバル交付金部に提出する必要があります。地区による申請は、現地区ガバナーの署名が必要であり、現地区キャビネットの決議により承認されなければなりません。クラブによる申請は、現クラブ会長の署名が必要であり、現クラブ理事会の決議により承認されなければなりません。交付金申請には会議議事録の添付が必須です。

10. どのようなタイプの事業が資金援助の対象となりますか？

シェアリング資金は、特定の人道奉仕活動を支援し、地域社会でのライオンズならではの奉仕を際立たせる事業に使用することができます。交付金は、会費、会員勧誘、広報、ファンドレイジング、クラブハウスを含む（ただしこれらに限定されない）ライオンズの活動に使用することはできません。

11. シェアリング資金を、他のLCIF交付金プログラムの現地マッチング資金の一部として使いたいと思います。そのための手続きはどのようなものですか？

地区およびクラブは、シェアリング資金を、他のLCIF交付金プログラムの現地マッチング資金の一部として使用することができます。各参加クラブは、このような方法での資金の使用に同意することを示すため、クラブ会長の署名入り文書と、資金を地区に移すことをクラブが承認したことを確認できる会議議事録を提出しなければなりません。同様に、地区が現地マッチング資金の要件を満たすためにシェアリング資金を拠出する場合は、資金の使用を承認したことを示す地区ガバナーの署名とキャビネット会議議事録を提出する必要があります。

次に、地区はシェアリング交付金の申請と、そのシェアリング交付金が現地マッチング資金として全額または一部充当されるLCIF交付金プログラムの申請を同時に行います。申請書には、すべての署名入り文書と会議議事録を添える必要があります。LCIFが主たる交付金申請を承認すると、その交付金に関連するシェアリング交付金申請も承認されます。

12. 複数のクラブのシェアリング資金をまとめて、大規模な事業に使用するにはどうすればよいですか？

クラブは、それぞれのシェアリング資金を単独の事業に使うために申請することができますが、複数のクラブが共同事業のためにシェアリング資金を出し合うという選択肢もあります。資金を統合するには、各クラブが資金の共同利用に同意していることを示す必要があります。そのために、クラブ会長の署名入り文書と、資金を地区に委譲することをクラブが承認したことを確認できる会議議事録を提出しなければなりません。次に、地区が、複数のクラブからの資金を使用して行う一つの事業に対するシェアリング交付金申請書を提出します。地区の申請書に、署名入りの文書と会議議事録を添付する必要があります。地区が交付金受給者となり、交付金の管理と報告に対し最終的な責任を負います。クラブは資金を他のクラブに委譲することはできません。地区は資金を他の地区や複合地区に委譲することはできません。

13. シェアリング資金は、申請者の地区外または国外での事業に利用できますか？

申請者の国外で実施される事業を含め、申請者の地区外での事業を支援するために利用することができます。事業が申請者の地区の国外で行われる場合には、その事業に対する支持を示す現地ライオンズ地区の承認がなければなりません。また、現地ライオンズの積極的な関与があることが望まれます。クラブがあっても地区が編成されていない国については、事業実施地に最も近いクラブがその事業を承認する必要があります。いかなる場合にも、事業における現地ライオンズの役割に関する詳細な情報がLCIFに提供される必要があります。現時点でクラブが存在しない国で事業を行うために申請を行うライオンズは、その事業を適切に監督・評価・報告する能力があることを証明できなければなりません。

交付基準

1. 事業は、重要な人道的ニーズに応えるとともに、地域・コミュニティでのライオンズの奉仕を際立たせるものでなければならない。
2. 交付金申請者は、LCIFの地区およびクラブシェアリング交付金 (DCG) 申請書を用いて事業案を提出しなければならない。
3. 交付金の申請上限額は、要件を満たす寄付をLCIFに行うことで生み出された、申請地区またはクラブの現在の受給可能な資金残高に基づいて決定される。最小申請額は500ドルである。
4. 20,000ドルを超える交付金申請には、申請書に見積書を添える必要がある。また、20,000ドルを超える交付金については、事業完了時に、完全な財務報告書およびすべての支出に関する領収書の提出が必要となる。
5. 利用可能なシェアリング資金がある地区またはクラブは、交付金の事業案を提出することができる。地区による申請は、現地区ガバナーの署名が必要であり、現地区キャビネットの決議により承認されなければならない。クラブによる申請は、現クラブ会長の署名が必要であり、現クラブ理事会の決議により承認されなければならない。申請が承認された会議の適切な議事録が、申請書とともに提出されなければならない。
6. 交付金申請者が、最終報告書を提出していないために1年以上未完了のシェアリング交付金事業が2件以上ある場合、新規申請の審査は報告書を提出し、LCIFの承認を得て事業が完全に終わるまで延期される。
7. シェアリング交付金申請書は、プロセスに必要な時間を考慮して、事業開始の少なくとも90日前までにLCIFに提出する必要がある。
8. 交付金は、ライオンズ会員、会員勧誘、広報、ファンドレイジング活動を支援するため、またはライオンズが交付金の主たる受益者となる活動のために申請することはできない。

規定

以下の規定はすべてのLCIF交付金プログラムに適用されますが、シェアリング交付金プログラムには該当しない規定もあります。

1. LCIFの資金援助を求める事業は、ライオンズの事業であることが明確に認識できるとともに、現地ライオンズが継続的に関与するものでなければならない。優先される事業は、ライオンズがボランティア奉仕を提供するとともに、従来から支援してきた実績があり、事業および/または関連施設の運営に資する明確に認識可能な役割を持つものである。
2. 各交付金申請は、事業自体の利点と、LCIF理事会が定める基準とLCIFの人道的資金援助の優先事項を満たしている程度のみに基づき評価される。
3. LCIF交付金は、初期の開発（計画）段階にある事業を対象とするものである。LCIFが資金提供を求められる事業は、すでに開始されてはならない。これは、LCIFが決定を下す前に、賃借、ローン、または手付金によって部分的に確保され、あるいは取得された設備についても当てはまる。さらに、完了した事業は資金援助の対象とはならず、また交付金は借金の返済、準備金の設置、または交付金の承認に先立って生じた事業費の払い戻しに使用してはならない。払い戻しとして資金援助を申請する事業は対象から除外される。
4. LCIFに提出される申請書には、交付金事業の受益者となる単一の組織、法人、プログラム、または団体が明記されていなければならない。複数の受益組織を支援する事業を提案する申請は対象から除外される。

5. 申請地区外/国外で事業を実施しようとする地区または複合地区からの申請は、個別の事情に応じて検討される。交付金事業が申請地区の国外で行われる場合には、その事業は現地ライオンズ地区の承認を得るものとし、彼らが積極的に関与することが望ましい。クラブがあっても地区が編成されていない国については、事業実施地に最も近いクラブがその事業を承認する必要がある。いかなる場合にも、事業における現地ライオンズの役割に関する詳細な情報がLCIFに提供される必要がある。現時点でクラブが存在しない国々では、申請を行うライオンズ地区は、その事業を適切に監督、評価、および報告する能力があることを証明できなければならない。地区未編成地域からの交付金申請は、個別の事情に応じて、かつ国際協会の組織構成に従って検討される。
6. 交付金を申請するには、該当する交付金申請書に必要な事項をもれなく記入することにより、事業案を提出しなければならない。事業予算は、事業の収入源と支出項目がすべて明記され、収入額と支出額が一致していなければならない。不備のある申請書や他の形式によって提出された事業案は、検討の対象とはならない。
7. 申請者が、申請に関するLCIFからの連絡に対して120日以内に返答しなかった場合には、その申請書は取り下げられたものとみなされる。再提出が必要となる場合がある。
8. 以前に却下または取り下げられた申請書については、却下/取り下げの理由に応じて内容を修正した場合にのみ、再提出することができる。
9. 現地マッチング資金は現金のみとする。土地、労働力、資材等の現物寄付は、交付金事業案の強みとなるので、事業を説明する際に強調されるべきではあるが、LCIFの交付金に対するマッチング資金の一部として予算に含めることはできない。また、現地マッチング資金は、提案されている事業のために直ちに使用できるか、拠出が誓約されている現金でなければならない。
10. 該当する場合には、申請書をLCIF理事会または他の承認機関による検討に付する前に、交付金申請に必要な現地マッチング資金の半分以上が集まっていることが確認されるものとする。資金が集まっていることを裏付ける最新の銀行取引明細書が提出されなければならない。承認の検討に先立ち集められているべき現地マッチング資金に関して独自の具体的なガイドラインが設けられている交付金プログラムにおいては、そのガイドラインに従う。
11. 申請者は、交付金承認日から6カ月以内に、現地マッチング資金を調達・確保しなければならない。注：LCIFは、現地マッチング資金が調達され、事業の実施に直ちに使用できるようになるまで、交付金を支給しない。交付金の対象として承認された事業は、妥当な期間内に実施されるものとし、交付金承認日より2年以内に完了しなければならない。期間延長は、個別の事情に応じて認められる場合がある。LCIFは、申請者と十分に協議した上で、この2年の期間内に開始されない、または十分な進捗が見られない事業に対する交付金を取り消す権限を有する。交付金を取り消された場合、適切な文書記録のない支出金はすべて、LCIFに返還されるものとする。
12. 承認された交付金は、交付金承諾書に記載された適切なライオンズ受給者（クラブ、地区、複合地区）を受取人として支払われる。交付金承認時の地区ガバナーまたは複合地区協議会議長が、事業実施期間中の交付金管理責任者を務めるものとする。クラブレベルの交付金の場合には、交付金承認時のクラブ会長が、事業実施期間中の交付金管理責任者を務めるものとする。交付金管理責任者は、LCIF交付金を事業のために使用し、使途を説明する責任を負う。事業が新会計年度に持ち越される場合には、交付金管理責任者は、その年度の地区キャビネットまたは複合地区協議会に、LCIFに対する経過報告書および最終報告書の写しを提出しなければならない。LCIFは、必要に応じて交付金管理責任者および事業委員長を交代させる権限を有する。複数国で構成される地区および地区未編成地域の交付金管理責任者と事業委員長は、個別の事情に応じて選出される。
13. ライオンズクラブの会員またはその家族は、LCIF交付金の結果として個人的または職業的な恩恵を受けたり、LCIFの援助を受ける事業から独占的な利益を受けたりしてはならない。寄付者および一般人に対するLCIFの説明責任を踏まえ、交付金受給者は、交付金支出を許可する署名権限のある交付金管理責任者、事業委員長、その他の個人が、本交付金の適用および遂行と相反する可能性のある、または相反するよう見える個人的、財政的、または職業的な利益を持つことのないよう、妥当な措置をすべて取らなければならない。利益相反がある、またはあるよう見える場合には、直ちにそのことをLCIFに開示しなければならない。

14. 受給者は、本事業においてはライオンズ・インターナショナルが、その財団であるライオンズクラブ国際財団(LCIF)による支援を通して、役割を果たしたことを認識するものとする。事業が有形物を伴う場合には、「本事業はライオンズ・インターナショナルおよびその財団であるライオンズクラブ国際財団の協力を得て実現した」といった文言が刻まれた銘板や標識を、目立つ形で取り付ける必要がある。また、あらゆる広報関連資料においても同様に、本事業に対するライオンズ・インターナショナルとLCIFの関与に言及しなければならない。最終報告書提出時には、事業に対するライオンズ・インターナショナルとLCIFの関与が明示されていることを立証するものを合わせて提出しなければならない。この交付金を理由に取材を受けた場合には、その報道記事のコピーを交付金活動の記録の一部としてLCIFに提出する必要がある。
15. 交付金受給者は、事業完了後、事業の成果およびLCIF交付金の正確な使途を詳記した綿密な報告書を提出する責任を負う(報告用紙は交付金提供時の通知に添えて送付される)。完了した事業の報告書の提出を怠った交付金受給者は、以後さらなる交付金を受け取る資格を失うことになる。
16. 交付金受給者に影響を及ぼす為替レートまたは事業経費の変動にはLCIFの制御は及ばない。LCIFは、交付金受給者に別段または追加の援助を提供する義務を負わない。
17. LCIFは、LCIF交付金が使われた可能性のあるいかなる施設または設備についても、その所有権を一切放棄するとともに、すべての責任を否認する。LCIF交付金が使われた施設または設備の譲渡または売却を希望する場合には、交付金受給者はLCIFにその旨連絡し、かかる譲渡または売却によって恩恵を受ける対象者について、LCIF職員に相談するものとする。LCIFから書面による明確な承認がない限り、LCIF交付金が使われた施設または設備はすべて、交付金承諾書原本に記載の目的および規定ならびにLCIFの方針に従い、各地域で慈善を唯一の目的として当該の施設または設備を使用し続けていく適切な慈善団体に対してのみ、譲渡または売却されなければならない。さらに、かかる施設または設備の譲渡あるいは売却によって得られた資金はすべて、各地域で慈善を唯一の目的として使用されなければならない。個人または慈善を目的としない団体に私的分配や私益をもたらすことがあってはならない。
18. 交付金申請書において医療施設への支援を要請する場合には、貧困者や無保険者を支援してきた実績のある非営利または公共施設に対するものに限り、検討の対象となる。
19. 車両購入に対する資金援助を行う交付金プログラムにおいては、交付金申請者は、1件の交付金申請につき1台を超える車両への支援を求めないものとする。1台を超える車両購入への支援を求める交付金申請については、審査プロセスにおいてさらに厳密な精査が行われ、複数の車両購入を正当化する説明が必要となる。さらにLCIFとしては、車両購入が唯一の主な事業経費ではない申請が望ましいが、入念に設計された事業においては車両購入が唯一の主要事業経費となる場合もあることを認める。

事業の内容

1. 日付: _____

2. 事業名: _____

3. LCIFに対する申請額(米ドル)。申請可能な最小金額は500ドルです。

4. 事業が行われる場所：_____

5. 事業によって取り組もうとしている特定の問題について説明してください。この事業がどのように人道的なものであるか、またこの事業の受益者が誰であるかを明記してください。

6. 事業の戦略と行動計画:

7. この事業から直接恩恵を受ける人の数： _____

8. 事業開始予定日： _____

事業終了予定日： _____

申請書は、事業開始の90日前までに提出する必要があることにご注意ください。

事業予算

下記の形式を使って、事業の予算の内訳をご記入ください。

- ・ 収入額と支出額は一致していなければなりません。
- ・ 現地マッチング資金は必要ありません。ただし、事業に他の資金源からの追加の資金がある場合は、それも予算に含めてください。
- ・ LCIFに20,000ドルを超える交付金を申請する場合は、すべての経費について見積書を提出する必要があります。

使用通貨： _____

米ドルに対する為替レート： _____

収入				支出			
資金源	金額	状況	備考	経費項目		金額	経費に関する説明
ライオンズ				1			
				2			
パートナー				3			
				4			
LCIF		見込み		5			
				6			
合計					合計		

申請書の承認

各交付金申請書には、クラブまたはキャビネットが承認したことを証明するものが含まれていなければなりません。申請書が承認されたキャビネット会議議事録(単一または準地区)またはクラブ会議議事録を1部提出してください。

クラブ会長の承認(クラブレベルの交付金申請)

ここに、私が地区およびクラブシェアリング交付金の交付基準と交付金申請書を確認したことを証明します。私の知る限り、ここに提示された情報は正確であり、記述された通りの必要が存在します。私は、本申請書を承認するとともに、資金が交付された場合には、交付金管理責任者として、確実にその資金が適正かつ効果的に使用され、正当な会計処理、ならびにライオンズクラブ国際財団への定期的な報告が行われるよう、全力を尽くします。

クラブ会長名	クラブ名	クラブ番号
住所		
電話	Eメール	
署名	日付	

地区ガバナーの承認(単一地区および準地区レベルの交付金申請)

ここに、私が地区およびクラブシェアリング交付金の交付基準と交付金申請書を確認したことを証明します。私の知る限り、ここに提示された情報は正確であり、記述された通りの必要が存在します。私は、本申請書を承認するとともに、資金が交付された場合には、交付金管理責任者として、確実にその資金が適正かつ効果的に使用され、正当な会計処理、ならびにライオンズクラブ国際財団への定期的な報告が行われるよう、全力を尽くします。

地区ガバナー名	地区名および地区番号
住所	
電話	Eメール
署名	日付

お忘れなく!

- 1.必要な署名による承認を含めてください。
- 2.承認されたことを示す必要な会議議事録を添付してください。
- 3.20,000ドルを超える申請については、すべての事業費の見積もりを含めてください。

申請書の提出および連絡先情報

申請書は、直接LCIFグローバル交付金部に提出しなければなりません。申請書が他の課を通して提出された場合には、申請期限を過ぎてからLCIFに届き、審査プロセスが遅れる原因になりかねないことをご了承ください。2週間以内に返答がない場合には、ご連絡の上、申請書が受理されたかをご確認ください。

申請書のLCIFへの提出、または対象となる事業や申請手続きに関するご質問については、該当する会則地域までご連絡ください。

会則地域1(米国) – USAGlobalGrants@lionsclubs.org

会則地域2(カナダ) – CANADAGlobalGrants@lionsclubs.org

会則地域3(中南米・カリブ海諸島) – LATAMGlobalGrants@lionsclubs.org

会則地域4(ヨーロッパ) – EUROPEGlobalGrants@lionsclubs.org

会則地域5(東洋東南アジア) – OSEALGlobalGrants@lionsclubs.org

会則地域6(インド、南アジア、中東) – ISAMEGlobalGrants@lionsclubs.org

会則地域7(オーストラリア、ニュージーランド、インドネシア) – ANZIGlobalGrants@lionsclubs.org

会則地域8(アフリカ) – AFRICAGlobalGrants@lionsclubs.org

シェアリング交付金申請に利用可能な資金に関するお問い合わせは、DonorAssistance@lionsclubs.orgまでご連絡ください。

LCIF資金獲得活動に関するお問い合わせは、LCIFDevelopment@lionsclubs.orgまでご連絡ください。

事業案や申請資格等に関するご相談は、LCIFTokyo@lionsclubs.orgまでご連絡ください。



Lions Clubs International
FOUNDATION

ライオンズクラブ国際財団
グローバル交付金部
300 W 22nd Street, Oak Brook, IL 60523
LCIFGlobalGrants@lionsclubs.org | lcif.org

LCIF28_JA 4/26

ライオンズクラブ国際協会とLCIFは機会均等提供団体です。